平成２５年（フ）第４１４号
埼玉県三郷市彦成４丁目３番16―406号
債務者　三上冨士子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４１０号
埼玉県入間市扇台１丁目３番12号
債務者　深田　惠子（旧姓木住野）
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４６１号
埼玉県川越市月吉町13番地１　県営住宅４号棟201号室
債務者　三宅　勝利
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４６９号
埼玉県ふじみ野市大井中央２丁目６番６号
債務者　長谷川和也（旧姓野呂）
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４７３号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町１丁目13番18―301号　第２高沢マンション
債務者　渡邊　昌子（旧姓藪腰）
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４９２号
埼玉県富士見市貝塚１丁目35番13号
債務者　朝稲　理香（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３８０号
神奈川県小田原市新屋231番地の36
債務者　佐々木　浩
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４１５号
神奈川県厚木市飯山4289番地３
債務者　榊原　貴子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２３７号
静岡県裾野市茶畑495番地の24
債務者　細川　綾子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３００号
静岡県三島市御園550番地の４　ストークハウスアネックス201
債務者　石田　初美
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３２９号
静岡県駿東郡小山町菅沼970番地　町住茅沼団地21号
債務者　渡邉みつよ
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３３８号
静岡県沼津市東沢田363番地の１　ハイツナガツカＡ101
債務者　熊谷　幸夫
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３３９号
静岡県三島市川原ケ谷145番地の20　鶴沢アパート202
債務者　谷口　清隆
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３４７号
静岡県伊豆の国市守木217番地の26
債務者　神田　健一
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２３４号
盛岡市東仙北１丁目２番56号　藤枝貸家１号、旧住所盛岡市西仙北１丁目23番15―202号
債務者　金野　伸之
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第５２４号
仙台市泉区市名坂字楢町172番地の９　ロイヤルアニバーサリー楢町503、従前の住所仙台市泉区市名坂字鳥井原62番地の１　ラルシュ市名坂601
債務者　千葉　愛子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３５１号
神奈川県伊勢原市桜台１丁目34番36号
債務者　弦川　将之
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部